

レンタル機材のサンプラザ天文館 使用規程

- 1. 総 則**
 - (1)お客様（以下「甲」）とサンプラザ株式会社（以下「乙」）との間の賃貸借を含む契約（以下「レンタル契約」）について別途書面による契約がない場合は、下記の約款条項を適用いたします。 レンタルサービスをご利用いただく場合は約款の条項をご了承いただくものとします。
 - (2)この約款のほか、レンタル利用に関し当社が別途定める規約・細則等も、この約款の一部を構成するものと致します。
 - (3)乙は乙の判断により、この約款（前項の規約・細則等も含む。以下同じ）の変更をすることができるものとし、約款変更後に成立したレンタル契約については、変更後の約款が適用されるものとなります。 甲は予めこれを承諾するものとなります。
- 2. 商品の貸出**
 - (1)乙は甲に対し、乙が甲に発行するレンタル申込書に記載するレンタル商品（以下「商品」）を貸出し、甲はこれを借受けます。
但し、過去の利用に問題があった場合や、一度に複数台のご利用やご返却前での追加ご利用につきまして、お申し込みをお断りする場合がございますので予めご了承ください。
- 3. レンタル期間**
 - (1)レンタル期間はレンタル申込書のとおりとします。
 - (2)この約款に基づくレンタル契約は、この約款に定める場合を除き、レンタル期間終了日まで解除し又は終了させることができません。
- 4. レンタル料金**
 - (1)甲は乙に対して所定のレンタル料金を賃貸日前日までに乙の指定口座に振り込みます。事前に入金がない場合、レンタル契約はキャンセルがあったものとし、別途キャンセル料が発生します。
 - (2)乙の責任による故障・不具合を除き、レンタル機器を使用しない場合もレンタル料金は発生いたします。
- 5. 商品の引き渡し**
 - (1)原則甲は指定した期日に乙の事務所で商品を受け取るものとします。
 - (2)乙は商品を引き渡す際に甲へ取り扱い方法の説明を行い、画像、音声の確認をするものとします。
 - (3)甲は乙から商品の引き渡しを受けた後、速やかに状態を確認するものとし、商品に瑕疵があった場合は、速やかに乙に通知するものとし、かかる通知がなされなかった場合、商品は正常な性能を備えた状態で甲に引き渡されたものとします。
- 6. 担保責任**
 - (1)甲は乙に対し、引渡し時に商品が正常な性能を備えているのみを担保し、甲の使用目的への適合性については一切補償をいたしません。
- 7. 担保責任の範囲**
 - (1)レンタル期間中、甲の責によらない事由により生じた性能の欠陥により商品が正常に作動しない場合は、乙は速やかに商品を交換又は修理いたします。
 - (2)商品の瑕疵については、乙は請求原因の如何に関わらず、事前に定める以外の責任を一切負いません。
 - (3)レンタル契約に関し、乙が甲に対して負担する損害賠償責任その他の責任は、請求原因の如何に関わらず、当該レンタル契約において甲から乙に支払われたレンタル料金の額を上限と致します。
 - (4)レンタル料金の返金は、甲が指定する銀行口座に10営業日以内に振込いたします。また返金はレンタル期間および返却が完了次第行うものとします。
- 8. 商品の使用、保管**
 - (1)甲は商品を善良な管理者の注意をもって使用中保管し、これらに要する消耗品および電気料金を負担いたします。
 - (2)甲は商品をその本来の使用目的以外に使用致しません。
 - (3)甲は乙の書面による承諾を得ないで商品の譲渡、転貸、質入および担保への供与をいたしません。また甲は商品を分解、修理、調整、改造、汚染などいたしません。
- 9. 商品の使用管理義務違反**
 - (1)商品が甲の責による事由に基づき紛失、損傷した場合、又は甲が乙の商品に対する所有権を侵害した場合には、甲は乙に対して紛失した商品の購入代金、損傷した商品の修理代金または所有権の侵害によって乙が被った一切の損害額を弁済いたします。
 - (2)レンタル期間中に甲が商品自体またはその設置、保管、使用等によって第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償するものとし、乙はその一切の責任を負いません。
- 10. レンタル期間の延長**
 - (1)甲から延長期間を定めて期間延長の申出があった場合は、乙は商品に次のレンタル予約が入っていないときに限りこの申し出を承諾します。次のレンタル予約が入っている場合など、乙は延長を断ることもあります。
- 11. 商品の損害金**
 - (1)甲が乙に商品の返却をなすべき期日においてその返却を遅延した場合、甲はその期日を過ぎた時点から返却が完了した日までの遅延損害金を乙に支払います。
この場合、遅延期間1日当たりの損害金は、各商品の1日分のレンタル料金とします。 また、返却予定日を過ぎても一向に連絡が取れず、返却がなされない場合には、甲は返却遅延行為によって乙が被った一切の損害額を弁済いたします。
 - (2)レンタル期間中の商品の紛失については、甲の過失の有無を問わず、乙は損害金として商品代金を請求します。
- 12. 商品の返却**
 - (1)甲は自ら指定した期日・時間に、乙の立会いの下、乙の事務所に商品を返却します。乙は返却された商品の状態を速やかに確認し、商品に瑕疵があった場合、速やかに甲に通知し第9項に基づき損害の賠償請求を行います。かかる通知がなされなかった場合、商品は正常な性能を備えた状態で乙に返却されたものとします。
- 13. 情 報**
 - (1)レンタル期間中、又は甲が乙に商品を返却した後であるかに関わらず、また商品の返却理由の如何を問わず、商品の内部に記録されているいかなる情報についても、甲は乙に対し交換、修復、削除、賠償などの請求を一切行いません。
- 14. 契約の解除**
 - (1)次の場合は、契約成立後または商品を使用中であっても契約を取消し、使用を中止させていただきます。この場合、既納の料金は返金いたしません。
また、使用中止による損害等の責任は一切負いません。
 - ① レンタル申込書の提出のないとき、またはレンタル申込書に虚偽の記載があったとき
 - ② 承諾なしに使用目的を変更したとき
 - ③ 商品の使用権を転貸したとき
 - ④ 社会通念上、好ましくないと判断したとき
 - ⑤ 使用規程に違反したとき
 - ⑥ 使用者、その他使用に関連する者が暴力団、暴力団員、純粋団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他の反社会的勢力である場合、または、法人である場合は使用者の役員が反社会的勢力であったとき
 - ⑦ その他、当社が不適当と認めたとき
- 15. 合 意 管 轄**

本件において紛争が生じた場合は、当社の本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

使用規程をご了承の上、ご契約をお願い致します。

サンプラザ株式会社